

秋田市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱

〔令和 8 年 3 月 24 日〕
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項に規定するマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録について、法およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第 2 条 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(1) 名称、住所および代表者の氏名

(2) 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所ならびに略歴（生年月日、性別および経歴）を記載した書面

(4) 次の内容を記載した法第 5 条の 4 各号に規定する業務（以下「管理

支援業務」という。)に関する計画書

ア 管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項

イ 管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う事務所の所在地に関する事項

ウ 行おうとする管理支援業務の内容および管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項

(5) 法人の組織および沿革を記載した書面

(6) 事務分担を記載した書面

(7) 省令第1条の2に規定する法人の場合には、関係会社(親会社、子会社および関連会社)を明確に示す出資関係図、グループ一覧ならびに各全業務内容を記載した書面

(8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書(様式第2号)

(9) 前事業年度の事業報告書、貸借対照表および収支決算書

(10) 当該事業年度の事業計画書および収支予算書

(11) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領

(12) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援法人の登録)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第5条の3第1項の規定により、申請者を支援法人として登録するものと

する。

- (1) 申請者が、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は省令第1条の2に規定する法人であること。
- (2) 市内に管理支援業務を実施する事務所その他これに準ずる拠点を有し、当該拠点において管理支援業務を継続的に実施できる体制を有していること。
- (3) 職員の体制、業務の方法および管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的および技術的な基礎を有すると認められること。
- (4) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 第8条の規定により、登録を取り消された場合にあっては、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第5条の4各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が管理支援業務に関与するものでないこと。
- (8) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者（又はその法定代理人が次のいずれかに該当する者）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
 - カ 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者

(9) 前各号に定めるもののほか、申請者が、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。

2 前項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、申請者を支援法人として登録することとしたときは、マンション管理適正化支援法人登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、支援法人の登録を行わないこととしたときは、マンション管理適正化支援法人の登録を行わない旨の通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第4条 支援法人は、名称、住所、代表者の氏名又は支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地に変更が生じたときは、名称等変更届出書（様式第5号）により届出を行うものとする。

2 支援法人は、第2条第2項各号に掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、添付書類変更届出書（様式第6号）にその変更に係る書類を添付して市長に届出を行うものとする。

（業務の休止又は廃止）

第5条 支援法人は、その業務を休止又は廃止したときは、遅滞なく業務休廃止届出書（様式第7号）により市長に届出を行うものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、遅滞なくその内容を公表するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、各事業年度の開始前、当該事業年度の事業計画書および収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、各事業年度の終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、貸借対照表および収支決算書を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、改善命令書（様式第8号）により支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を

とるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第8条 市長は、法第5条の8第3項の規定により、支援法人の登録を取り消すときは、マンション管理適正化支援法人登録取消通知書(様式第9号)により支援法人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。